

大分県公用車駐車場ほか2庁舎の電力調達に係る仕様書

1 対象建物及び需要場所

- (1) 対象建物 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
- (2) 需要場所 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

2 用途 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

3 仕 様

(1) 電力供給方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等

- ア 電力供給方式
 - イ 標準電圧（常時電力）
 - ウ 計量電圧（常時電力）
 - エ 標準周波数
 - オ 受電方式
 - カ 蓄熱設備
 - キ 自家発電機
 - ク 余剰電力の売却
- } 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力（契約上使用できる電気の最大電力をいい、
30分最大需要電力計により計測される値が
原則としてこれを超えないものとする。）
 - イ 予定使用電力量
- } 別紙「対象施設の情報一覧」
のとおり

(3) 供給する電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値については大分県（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

※参考：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%202B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf>

(4) 契約使用期間

令和8年3月1日0時から令和9年2月28日24時まで

ただし、自動検針装置の設置等の事前準備が供給開始日までに完了せず電力供給が期日までにできない場合は、この限りではない。

- (5) 電力量の検針
 - ア 自動検針装置
 - イ 電力量計の仕様
 - (6) 需給地点
 - (7) 電気工作物の財産分界点
 - (8) 保安上の責任分界点
 - (9) 単位及び端数処理
- 別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てる。
- (10) その他
- ア 力率は、契約期間中は100%を保持する予定。入札額算定時も力率100%で算定してよい。
 - イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件又は、託送供給約款による。
 - ウ 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
 - エ 料金の請求は、別途指定する送付先に請求書を送付すること。
 - オ 料金の請求は、web ページで請求書を発行する形式でも可能。ただし、請求内容（利用期間、振替日）を表示すること。
 - カ 電力供給の切り替えに係る手続（書類作成等）は、電力供給者（以下「乙」という。）が行うものとする。
 - キ 乙は、電力供給期間が3ヶ月経過するごとに「3 仕様」（3）に定める要件について確認できる資料として、別紙1を3ヶ月経過した月の翌月10日までに甲に送付すること。なお、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しの添付をもって代えることも可とする。また、期限内に別紙1もしくは証書の写しを提出できない場合は、必ず事前に甲と協議すること。
 - ク 用度管財課から依頼があった際は、月ごとの各庁舎の消費電力量、最大電力を一覧表にして提出すること。
 - ケ 乙は、「3 仕様」（3）に定める要件を満たせない場合、必ず事前に甲に申出を行い協議すること。
 - コ 本契約の第12条(4)の正当な理由には、高圧業務用電力から低圧業務用電力に変更する庁舎に伴う電力供給の解約手続きが含まれることとする。

また、解約に伴う経費の負担及び本契約書の変更は行わない。
 - サ この仕様書に定めのない事項については、別途、協議の上決定する。

【仕様書別紙】

対象施設の情報一覧

1. 基本情報

番号	対象建物	需要場所	用途	電力供給方式	標準電圧(V)	計量電圧(V)	標準周波数(Hz)	受電方式	蓄熱設備の有無と容量	自家発電機の有無と容量	余剰電力の売却の有無と先	自動検針装置の有無	電力量計の仕様	需給地点	電気工作物の財産分界点	保安上の責任分界点
1	大分県公用車駐車場	大分市大手町3-1-1	官公署(駐車場)	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	無	無	有	電力需給用複合計器	需給場所における構内引込線に大分県の施設した開閉器の電源側接続点	同左	同左
2	県庁舎別館	大分市府内町3-10-1	官公署(事務所)	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	有太陽光(常用)10kW H26年設置	無	有	電力需給用複合計器	需給場所における構内引込線に大分県の施設した開閉器の電源側接続点	同左	同左
3	農林水産研究指導センター 水産研究部北部水産グループ	豊後高田市呉崎3386	官公署(事務所兼研究棟)	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	無	無	有	電力需給用複合計器	需給場所における構内引込線に大分県の施設した開閉器の電源側接続点	同左	同左

2. 契約電力(最大需要電力)(令和6年3月～令和7年2月実績)

番号	対象建物	需要場所	契約種別	最大需要電力 (kW)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	備考
1	大分県公用車 駐車場	大分市大手町3-1-1	高压	16	14	14	16	15	14	15	14	14	12	11	14	14	
2	県庁舎別館	大分市府内町3-10-1	高压	269	216	128	167	253	269	266	266	252	146	232	242	250	
3	農林水産研究 指導センター 水産研究部北 部水産グルー	豊後高田市呉崎3386	高压	83	62	50	58	60	82	83	76	58	52	67	75	80	

3. 予定使用電力量(令和6年3月～令和7年2月実績)

番号	対象建物	需要場所	契約種別	使用電力量(kWh)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	夏季計 (7月～9月)	その他計 (夏季以外)
1	大分県公用車 駐車場	大分市大手町3-1-1	高压	39,879	3,106	3,004	2,992	3,266	3,704	3,592	3,425	3,644	3,461	3,346	3,190	3,149	10,721	29,15
2	県庁舎別館	大分市府内町3-10-1	高压	644,743	45,224	39,556	39,115	50,410	69,427	83,152	64,682	43,924	38,641	56,886	57,780	55,946	217,261	427,48
3	森林水産研究 指導センター水 産研究部北部 水産グループ	豊後高田市呉崎3386	高压	342,202	25,746	24,355	28,623	29,984	35,291	35,118	31,659	26,467	24,413	26,644	27,520	26,382	102,068	240.13

4. 蓄熱電力量(令和6年3月～令和7年2月実績)

[illegible]

5. 負荷率(令和6年3月～令和7年2月実績)

番号	対象建物	需要場所	契約種別	最大需要電力(kW)①	年間使用電力量(kWh)②	負荷率(%) 【②÷①÷8760】
1	大分県公用車駐車場	大分市大手町3-1-1	高圧	16	39,879	28.45%
2	県庁舎別館	大分市府内町3-10-1	高圧	269	644,743	27.36%
3	農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ	豊後高田市呉崎3386	高圧	83	342,202	47.07%
合				368	1,026,824	31.85%

※予定使用電力量は、令和6年3月～令和7年2月実績と同程度と見込む。
※負荷率＝年間使用電力量(kWh)÷最大需要電力(kW)÷8,760(年間時間数＝365日×24時間)×100 小数点第3位を四捨五入